

令和2年6月5日

保護者の皆様

富士見市教育委員会

6月15日以降の登校について

保護者の皆様には、6月1日からの分散登校におきまして、ご理解ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

県内の感染者数は1日5人以下が5月10日から続いており、市内でも4月28日以降は感染者が発生していない現状から、市内小・中学校は、感染拡大防止策を講じた上で、給食開始を予定している6月15日より通常通りの登校といたします。

つきましては、お子様やご家族の健康管理に引き続きご配慮いただくとともに、下記の対応にご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、県、市内における感染状況の動向等により、再び臨時休業や分散登校とする可能性もあることをご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 通常通りの登校の開始

- ・ 令和2年6月15日（月）※分散登校は、6月12日までとします。
小学校：短縮日課、給食後下校とします。※6月22日（月）より通常日課とします。
中学校：通常日課とします。

2 通常通りの登校における留意点

- ・ 感染拡大防止の対策（密閉・密集・密接の3密が同時に重なる場を避ける工夫）を講じながら実施します。※1つ1つの条件が発生しないよう配慮します。
- ・ マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底を図ります。
- ・ 十分な換気を行います。
- ・ 学年、全校で集まったの集会等は感染拡大防止策を講じながら、それぞれ段階的に行います。
- ・ 教室やトイレなど、児童生徒が触れる箇所の消毒を行います。

3 お願い

- ・ マスクの着用をお願いします。
- ・ 登校前にご家庭で必ず検温し、お子様の健康状態を把握し、発熱、咳、のどの痛み等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養いただきますようお願いいたします。
- ・ 学校で発熱等の症状がみられた場合には、迎えに来ていただきますので、常に連絡がとれる体制を整えておいてください。
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場

合や発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合には「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただくとともに学校へもご連絡ください。

- ・ 規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え、健康管理に努めてください。
- ・ 可能な範囲で構いませんので、登下校の見守りをお願いします。
- ・ 感染拡大防止等により登校しない場合も、欠席扱いとはなりません。

4 その他

- ・ 臨時休業に伴う学習の未指導分は、令和2年度の教育課程の中で行っていきます。
- ・ 部活動、学校施設の開放等は、感染拡大防止策を講じながら、それぞれ段階的に行います。
- ・ 放課後児童クラブは、通常時と同様に受け入れを行います。
- ・ 教職員、児童生徒等が感染者または濃厚接触者となった場合には、臨時休業等の措置をとることがあります。
- ・ 例年、4月から6月に行われている健康診断ですが、臨時休業の影響により、今年度につきましては、10月以降に延期させていただきます。
- ・ 国・県の動向、新型コロナウイルスの県、市内における感染状況により、本通知を変更する場合もあることをご理解いただきますようお願いいたします。